

令和3年江南市議会3月定例会追加議案目録

令和3年3月8日

議案第30号	江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について	P	2
議案第31号	令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）	P	5
議案第32号	令和2年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）	P	59
議案第33号	令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第5号）	P	67
議案第34号	令和3年度江南市一般会計補正予算（第1号）	P	75

令和3年議案第30号

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

(参 考)

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、<u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定</u>の例による。</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法</u>の例による。</p>